

令和8年7月15日

糸満市教育委員会教育長決裁

(令和6年4月1日教育長決裁の全部改正)

派遣要綱運用基準

糸満市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり定める。

- ① ホテル宿泊料に食事代(朝食代及び夕食代)が含まれている場合は、当該食事代を宿泊料として請求できるものとする。
- ② 他団体から派遣に係る補助金、助成金その他これらに類する給付を受ける場合については、要綱第4条の取扱いに準じるものとする。この場合において、補助金額は、同条の規定により算定した額から当該補助金等の額を控除した額とする。ただし、中学校体育連盟から派遣に係る補助金等の交付を受ける選手については、この要綱による補助の対象としない。なお、同連盟の補助対象としない監督等及び沖縄県本島から県内離島への派遣に係る選手については、この限りでない。
- ③ 水泳や陸上等のリレー及びバドミントン等のダブルスについては、個人競技として取り扱う。(団体とは、団体戦を勝ち抜いて派遣または推薦されるものをいう。)
- ④ 要綱第4条第2号ウに規定する「海外ホームステイ」の派遣日数「4週間程度」とは、3週間のコースを含むものとする。
- ⑤ 地域クラブ等による派遣に係る補助金申請は、補助対象者ごとに行うことができる。ただし、個人申請の場合は、各学校長の選手派遣承諾書を添付するものとする。
- ⑥ 要綱第4条第2号「開催期間の延長等」とは、勝ち進んだ場合または自然災害により開催期間が延長された場合をいう。ただし、試合終了後、自然災害により延泊を余儀なくされた場合も含むものとする。
- ⑥ 要綱第3条第1項「当該大会で優秀な成績を納め、上位大会に派遣又は推薦される場合」とは、九

州大会及び全国大会等へ続く一連の大会において、それぞれの大会で優秀な成績を収め、上位大会に派遣又は推薦される場合をいう。なお、県大会の成績により九州大会及び全国大会の双方に派遣又は推薦される中学校体育連盟の柔道、水泳等については、九州大会及び全国大会のいずれについても、同項ただし書に該当するものとして取り扱う。

- ⑧ 補助回数は、団体単位ではなく、補助対象者ごとに算定するものとする。
- ⑨ 第2条に規定する「本市の小学生」及び「中学生」には、市外の地域クラブ等に所属する本市の小学生及び中学生も含むものとする。
- ⑩ 第4条第3号に規定する「最小限の範囲」とは、監督1名及びコーチ等1名の計2名までとする。監督等は、原則として糸満市在住の者とする。ただし、派遣名簿に記載された選手の過半数以上が糸満市内の小中学校に在籍していることが確認できる場合は、この限りでない。
- ⑪ 複数の補助対象者から委任を受けた代表者が補助金の交付を受ける場合（学校申請を除く。）は、補助金交付後、速やかに補助金受領報告書を教育長へ提出するものとする。
- ⑫ この運用基準は、令和8年7月15日から施行する。